

# 議 会 運 営 委 員 会

令和3年8月10日（火）

午後1時30分～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、  
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

---

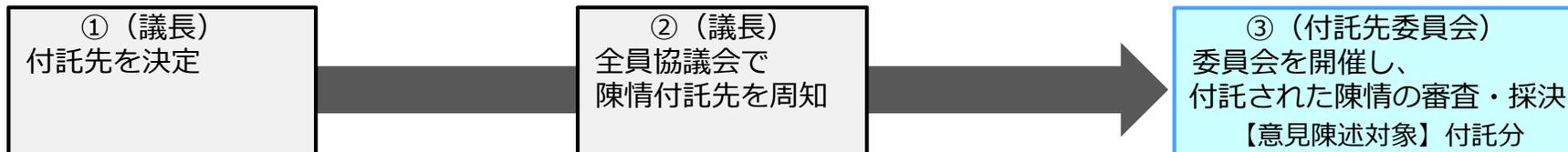
## 議 題

1 陳情審査の流れの検討について  
（請願者等の意見陳述について）

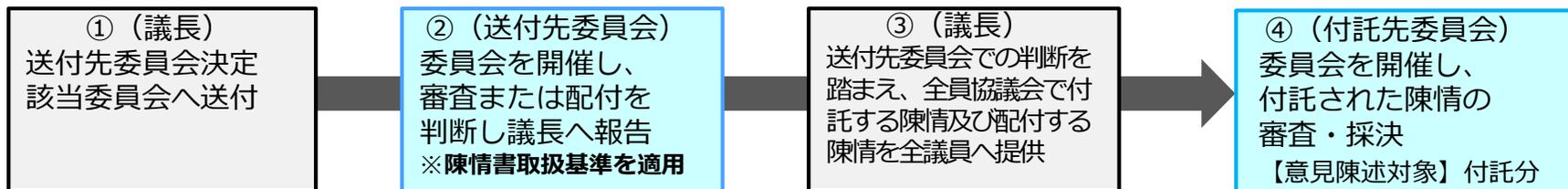
2 その他

# 改選以降の陳情審査の流れ案（意見陳述及び陳情書取扱基準の取扱も要協議）

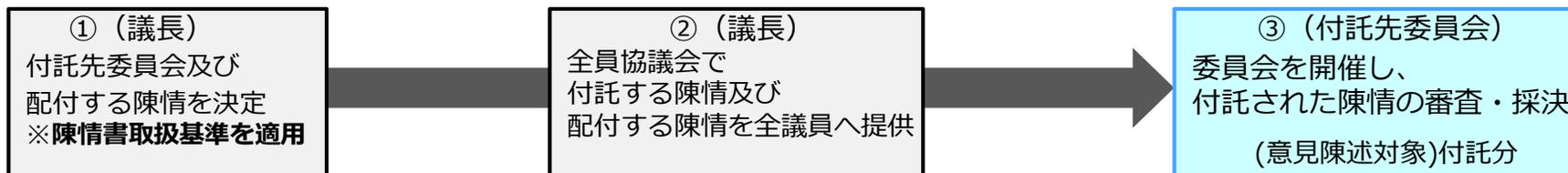
【案1（委員会条例改正不要）】 全て付託（審査）のパターン…陳情書取扱基準導入前の流れと同様（陳情書取扱基準の適用なし）



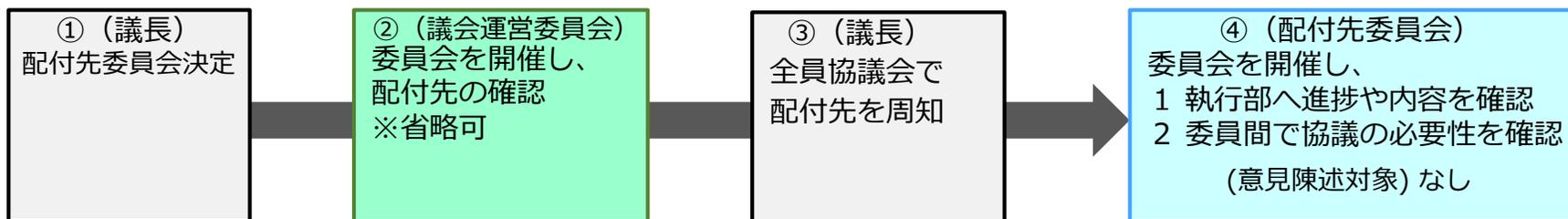
【案2（委員会条例改正不要）】 送付先委員会で審査の要否を判断するパターン…議長から所管委員会へ送付し、審査か配付を判断



【案3（委員会条例改正不要）】 議長が配付及び付託を判断するパターン



【案4 山水海案（委員会条例改正必要）】 …委員会で審査は行わず、内容及び進捗等を確認。必要であれば委員会としての対応を協議。



※委員会条例改正の有無にかかわらず「浜田市議会申し合わせ事項」及び「浜田市議会陳情書取扱基準」の内容等の整理は必要

# 改選以降の陳情審査の流れ案（案1～4の特徴）

下表の4案は、今後の協議により変更できます。

	条例改正の有無	採決の有無	審査までのプロセス	陳情取扱基準適用	意見陳述の対象 ※1 (試行案適用)	議会判断の明確性
案1	なし	あり	シンプル	なし	付託分	採決があるため、議会としての考え方が明確。ただし採決の基準は明確にする必要がある。
案2	なし	あり	時間を要する	あり	付託分	採決があるため議会としての考え方が明確。ただし採決の基準は明確にする必要がある。
案3	なし	あり	シンプルであるが議長負担が大きい	あり	付託分	採決があるため議会としての考え方が明確。ただし採決の基準は明確にする必要がある。
案4	あり	なし	シンプル	なし	なし	採決しないため、その時点における議会の考えを把握しにくい。

※1 意見陳述は試行実施期間であり、実施方式の変更は可能（例：「請願のみ実施」「委員会が希望したもののみ」等）

採択後の処理の経過及び結果の報告の請求は、議会基本条例及び委員会条例に規定されているが実績なし

## 請願と陳情について

	請願	陳情
根拠	憲法、請願法、地方自治法、 浜田市議会会議規則、浜田市議会基本条例	地方自治法、 浜田市議会規則、浜田市議会基本条例
性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国民に認められた憲法上の権利の一つである。</li> <li>➤ 国又は地方公共団体の機関に対し、その職務に関する事項につき、希望を述べるということ。</li> <li>➤ 請願は、法律的にいえば、単に希望を述べるだけの行為であり、請願の相手方は、これを受理し、その職務を執行する上にそれを参考としなければならないが、それ以上に請願によって拘束されるものではない。このため、地方議会においては、請願を受理した場合には、これを審査したうえ、採択したものは関係機関に送付するとともに、その処理の経過及び結果の報告を関係機関に請求することができることとしている（地方自治法、浜田市議会基本条例、浜田市議会会議規則、浜田市議会委員会条例）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 陳情とは、国又は地方公共団体等公の機関に対し、一定の事項について、その実情を訴えて、適当な措置を要望する事実上の行為。</li> <li>➤ 法律的な権利として行使されるものではなく、一定の手續、形式が特に定められているわけではない。</li> <li>➤ 採択したものについては、長その他の関係執行機関に送付することになるが、関係執行機関は陳情の内容に法的に拘束されることはない。また、処理の経過及び結果の報告を関係機関に請求することができることとしている（浜田市議会基本条例、浜田市議会委員会条例）</li> </ul>
方式や 処理手続き	法定されている	法定されていない
浜田市議会の 採決までの流れ	委員会審査・採決 → 本会議審議・採決	委員会審査・採決
紹介議員	必要	不要

（引用：地方自治法関係実務事典から一部抜粋）

## 陳情審査関係例規

### ○浜田市議会基本条例

平成23年9月30日条例第34号

(採択した請願及び陳情への対応)

**第10条** 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

### ○浜田市議会委員会条例

平成17年11月17日条例第306号

(請願等の審査報告)

**第64条** 委員会は、請願等についての審査の結果を、次の区分により、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択とすべきもの
- (2) 一部採択とすべきもの
- (3) 不採択とすべきもの

2 委員会は、審査結果に意見を付けることができる。

3 委員会が採択又は一部採択とすべきものと決定した請願等で、市長その他の関係機関に送付することが適当なもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することが適当なものについては、その旨を付記しなければならない。

全議 K 第 8 号  
令和 3 年 7 月 1 6 日

市区議会議長 各位

全国市議会議長会  
会長 清水 富雄  
(横浜市会議長)

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める  
意見書の提出について (依頼)

平素より本会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、地方財政は巨額の財源不足が続き、加えて、昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和 4 年度においても厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されます。その中で、地方自治体は環境問題など新たな財政需要にも対応していく必要があります。

このため、5 月 2 6 日の第 9 7 回定期総会 (書面開催) において、令和 4 年度一般税源総額の確保や、固定資産税 (土地) に係る特別措置の期限を延長しないことなどを主な要望事項とする「ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議」をご決定いただきました。また、7 月 7 日開催の第 1 5 5 回地方財政委員会でも、固定資産税 (償却資産) や自動車税等の特例措置の更なる延長をしないことなどを重点要望事項として議決いただきました。

現在、本会においては、これら決議等を踏まえ、令和 4 年度予算概算要求及び税制改正に向け、正副会長や各委員会で国に対する要望活動を展開し、また、市区議会におかれましてもそれぞれ要望活動をいただいております。

これまでの活動によりますと、今後、関係省庁・業界から固定資産税 (土地) の特別措置の延長を求めるなど本会の要望に沿わない動きが生じることも否定できないところであります。

つきましては、各市区議会におかれては、こうした状況をご理解いただき、9 月定例会において、別添意見書 (案) を参考に「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書」を議決の上、国会・関係行政庁に提出していただくとともに、地元選出国會議員に対し要望するなど積極的なご対応をお願いいたします。

なお、別添の意見書 (案) に掲げている要望事項は、いずれも先の定期総会や地方財政委員会でご了承をいただいた事項であります。

連絡先 全国市議会議長会  
政務第一部 伊藤  
TEL 03-3262-5235

## コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿

参議院議長 〇〇 〇〇 殿

内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿

内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

財務大臣 〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿

経済再生担当大臣 〇〇 〇〇 殿

## 意見書（案）の各項目について

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

「実質的に同水準を確保する」とされているが、一方で、社会保障関係経費が毎年度増加することが見込まれている。同水準の確保では、増加する社会保障関係経費分を他の経費の削減分で充てることとなる。

- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了するこ

償却資産に係る固定資産税額は、全国で約1兆7,556億円（令和元年度決算額）である。経済界は、従来、償却資産に対する課税の廃止を求めており、延長が繰り返されると、制度の廃止につながりかねない。

設備投資など経済対策として講じる措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものであり、地方税、ましてや市町村の極めて重要な基幹税である固定資産税の軽減をもって充てるべきものではない。

- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

土地に係る固定資産税は、3年に1度、確実に、評価替えと負担調整措置を行うことを前提として成り立つ市町村の極めて重要な基幹税である（令和元年度決算額は全国で約3兆4,853億円）。

特別な措置により、地価の上昇により固定資産税が増額した者のみが、本来納めるべき税額より少ない税額を納めることとなる。このような特例は公平性の観点からも極めて問題があり、その繰り返しは固定資産税に対する住民の信頼を失うことになりかねない。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

この措置は、消費税率引上げに伴い、税率引上げ前後の車の需要の平準化を図るために設けられた。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により延長され、令和3年度税制改正により、再延長された。

地方の減収額が全額国費により補填される特例措置とはいえ、臨時的軽減が繰り返されることは特例が恒久化し、更には両税の縮小や廃止につながりかねない。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するため、地方自治体に期待される役割は一層高まり、責任も重くなる。国からの補助金・交付金などにとどまらず、地方自治体が地域の実情に応じ、裁量をもって必要な対策を柔軟に進めることができる一般財源が不可欠となる。

炭素に係る税として、炭素税（仮称）を創設する場合、または既存の地球温暖化対策のための税（国税）の拡充をする場合には、地方税または地方譲与税として地方に税源配分を求めるものである。

## 【総会決議関係項目抜粋】

### ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議

#### 1 地方税財政の充実

コロナ禍による厳しい経済局面が続き、令和4年度においても地方税の減収など大幅な財源不足が見込まれる地方財政状況を踏まえ、「基盤強化期間」(2019年度～2021年度)後の地方財政のあり方を明らかにすること。その際、コロナ禍によって顕在化・加速化した地方行財政に係る諸問題について丁寧な検証を行い、その評価結果を今後の対策に確実に反映すること。

#### (1) 地方税の充実確保等

- ① 土地に係る固定資産税について、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

#### (2) 令和4年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化によって地域経済の低迷が続き、地方財政の大幅な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の大幅な財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないよう、その発行を可能な限り縮小すること。

#### (3) 地球温暖化対策への対応

2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロとする目標を達成するため、地方自治体は、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重要な役割を果たすことが期待されている。

地方自治体が、地域の実情に応じ、裁量をもって各般の対策を柔軟に推進することができる十分な規模の一般財源の確保が図られるよう、国において炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

## 【地方財政委員会要望書関係項目抜粋】

### 1 地方税財政について

#### 1 重点要望事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度においても、大幅な地方財源不足が見込まれる。

については、地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域の活性化対策などに的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮減するとともに、償還財源を確保すること。

- (5) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的な確保を図ること。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行うべきではなく、更なる対象の拡充は認められず、現行の特例措置等は、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (6) 令和3年度税制改正により、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、令和3年12月31日まで延長されたが、更なる延長は断じて行わないこと。

また、自動車関係税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

# 地方一般財源総額の確保

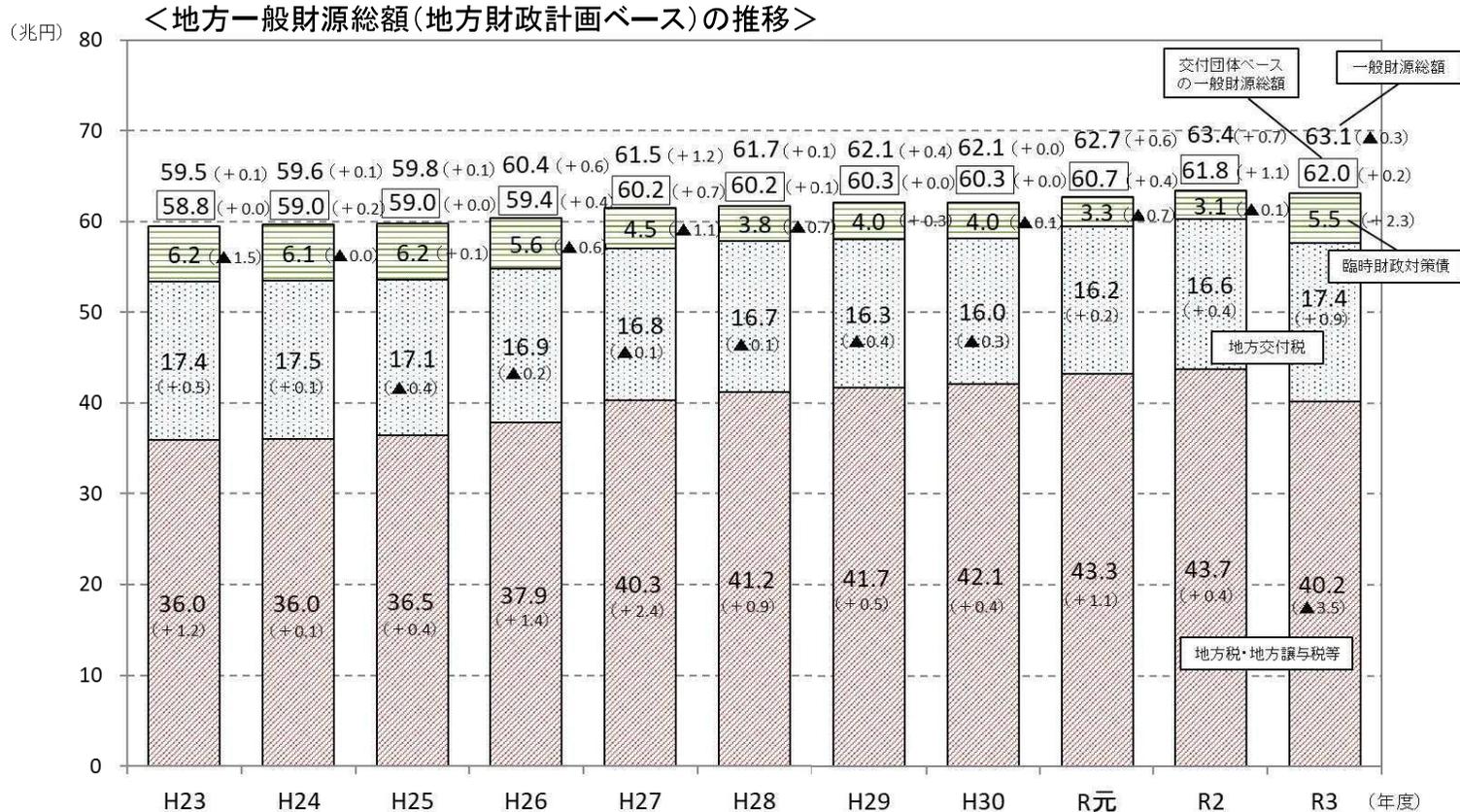
○ 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）抄

## 一般財源総額ルール <2022年度～2024年度>

歳出の目安がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、**2022年度から2024年度までの3年間について**、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、**以下の目安に沿った予算編成を行う。**

①、② （略）

③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、**交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保**する。



※ ( )内の数値は、対前年度増減

※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

※ 令和3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

# 生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置の延長

## 特例の概要（現行）

### 特例措置の要件

※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な設備更新は除外される。

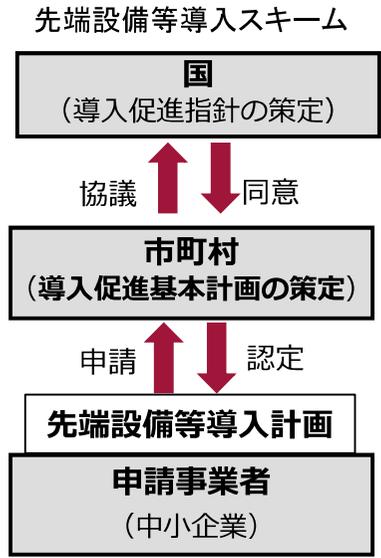
- ①認定先端設備等導入計画に基づき中小企業が実施する設備投資
  - ・ 中小企業は商工会等と連携し、先端設備等導入計画を策定
  - ・ 企業の先端設備等導入計画が導入促進基本計画に合致するかを市町村が認定
- ②真に生産性革命を実現するための設備投資
  - ・ 導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資
- ③企業の収益向上に直接つながる設備投資
  - ・ 生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資

### 対象資産

※ 中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備	・旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上する一定のもの。	平成30年4月1日以降の取得
事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。	令和2年4月30日以降の取得
構築物	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。	令和2年4月30日以降の取得

○ 特例率は、3年度分、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合(参酌基準は定めない)とする。



## 改正の内容

適用期限を2年延長  
 ※ 延長による固定資産税の減収額については、  
 全額国費で補填

【改正法（案）】※太枠は今回改正部分。網掛けは減収分国費補填の対象部分。

	～R3.3.31	R3.4.1～
機械装置等	附則第15条第41項	附則第64条
事業用家屋、構築物	附則第64条	附則第64条

## 令和3年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）

令和2年12月10日  
自由民主党  
公明党

### 第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

#### 1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

##### (4) 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その税収の安定的な確保が不可欠である。

また、固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、3年ごとに評価替えが実施されている。宅地等については、1年前の地価公示価格の7割を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映させる形で行われてきた。

商業地等については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている。

近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれており、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに取り組むべきである。

現下の商業地の地価の状況を見ると、感染症の影響により、令和2年7月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国では5年ぶりに下落に転じた。

このような状況を踏まえ、負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その上で、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

今後の固定資産税制度については、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

## 環境性能割の臨時的軽減の延長

- 感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

### 対 象

令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

### 措置内容

自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

#### 〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

#### 〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

### 【環境性能割の臨時的軽減の期間】

